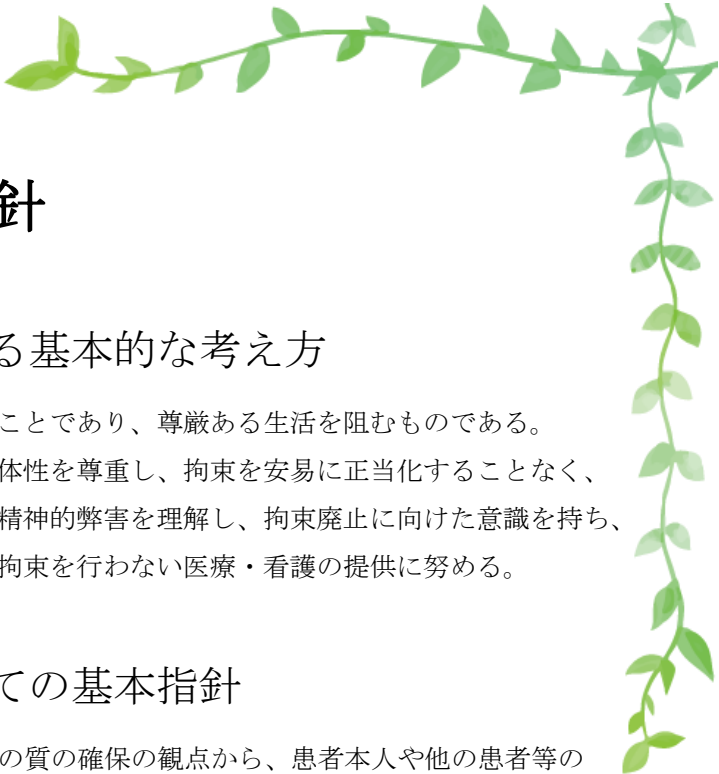




身体的拘束 最小化のための指針

身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。
大垣徳洲会病院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、
職員一人ひとりが拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない医療・看護の提供に努める。

身体的拘束最小化に向けての基本指針

当院は患者の尊厳の保持及び療養環境の質の確保の観点から、患者本人や他の患者等の
生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない事
を原則とする。

<<身体的拘束の定義>>

身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、
一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。



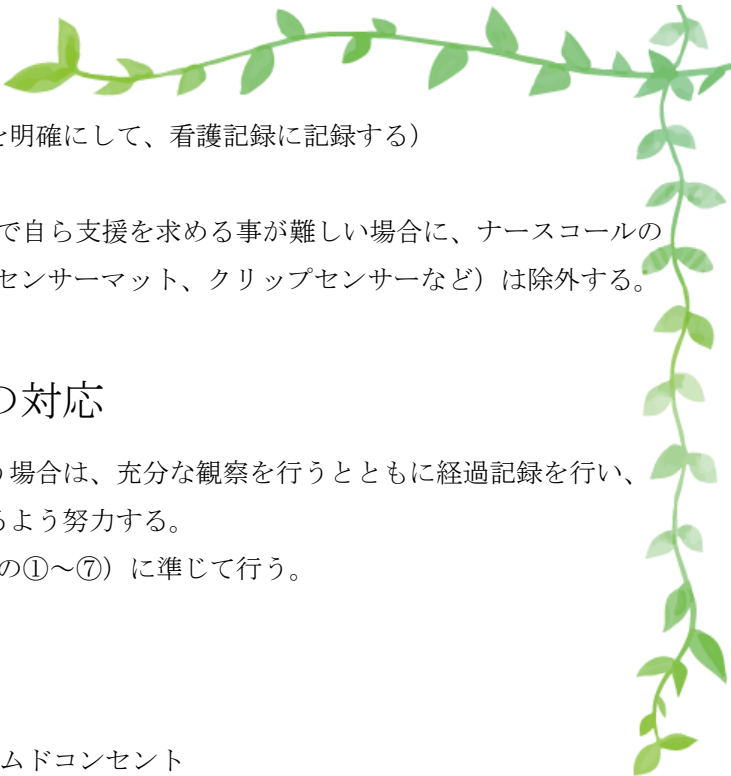
やむを得ず身体的拘束を行う場合

患者の生命または身体を保護するための措置として、以下の3要素の全てを満たす状態に
ある場合は、多職種で協議し、患者・家族への説明・同意を得た上で、医師の指示のもと、
例外的に必要な最小限の身体的拘束を行うことがある。

- （切迫性）行動制限を行わない場合、患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が
高いこと
- （非代替性）身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- （一時性）身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体的拘束禁止の対象としない具体的な行為

当院は、在宅復帰を支援する病院として患者の行動意欲を阻害しない関わりを行う。
行動を支援する目的や安定した体位を保持するために必要な行為については、身体的拘束禁
止の行為の対象としないこともある。



(医療者多職種で検討した上で目的を明確にして、看護記録に記録する)

※患者が一時的な認知機能低下などで自ら支援を求める事が難しい場合に、ナースコールの代替として用いる離床センサー（センサーマット、クリップセンサーなど）は除外する。

身体的拘束を行う場合の対応

緊急時やむを得ず身体的拘束を行う場合は、十分な観察を行うとともに経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除できるよう努力する。

当院「医療安全マニュアル」（以下の①～⑦）に準じて行う。

- ① 身体的拘束の適応要件
- ② 医師による評価と指示
- ③ 患者・家族へのインフォームドコンセント
- ④ 身体的拘束時の看護
- ⑤ 身体的拘束のフローチャート
- ⑥ 身体的拘束の方法
- ⑦ 身体的拘束解除基準

鎮静を目的とした薬物対応

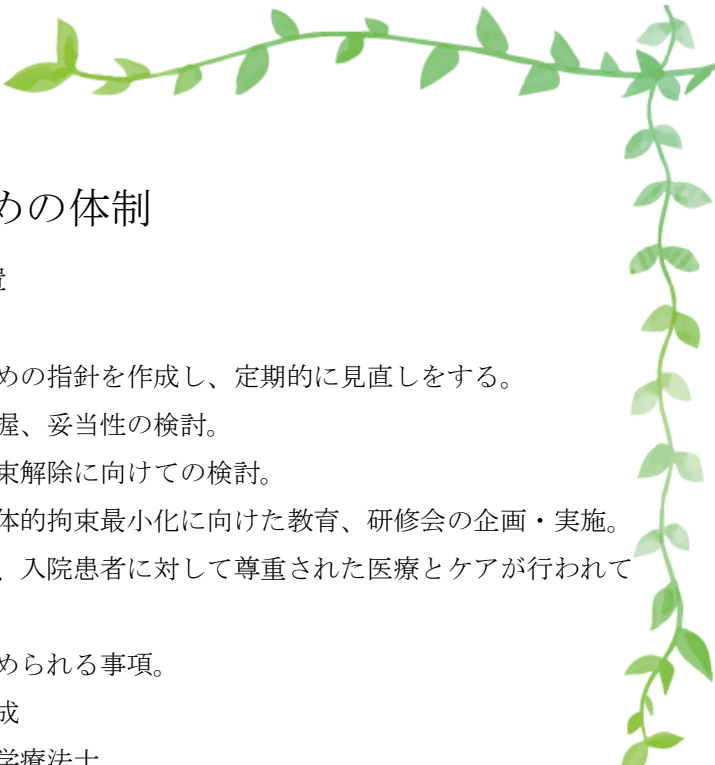


寝る状況や環境が変わり、眠れないことは当たり前にあるという考えの下、短期不眠に睡眠薬を使うことで、薬の乱用につながる危険があることを理解した上で検討する。不眠の訴えや危険行為の有無を考慮し、医師、看護師、薬剤師で、薬剤使用の有無を検討する。

その他日常ケアにおける基本方針

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- 1. 患者主体の行動、尊厳を尊重する。
 - 2. 言葉や応答などで、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
 - 3. 患者の想いを汲み取り、患者の意向に添った支援を行い、多職種と協働し丁寧な対応に努める。
 - 4. 身体的拘束を誘発する原因と特定と除去に努める。
- 



身体的拘束最小化のための体制

1. 身体的拘束最小化チームの設置

1) チーム活動の内容

- ① 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、定期的に見直しをする。
- ② 身体的拘束の実施状況の把握、妥当性の検討。
- ③ 身体的拘束等の代替案、拘束解除に向けての検討。
- ④ 管理者を含む全職員への身体的拘束最小化に向けた教育、研修会の企画・実施。
- ⑤ 日常的医療とケアを見直し、入院患者に対して尊重された医療とケアが行われているか検討する。
- ⑥ その他、チームで必要と認められる事項。

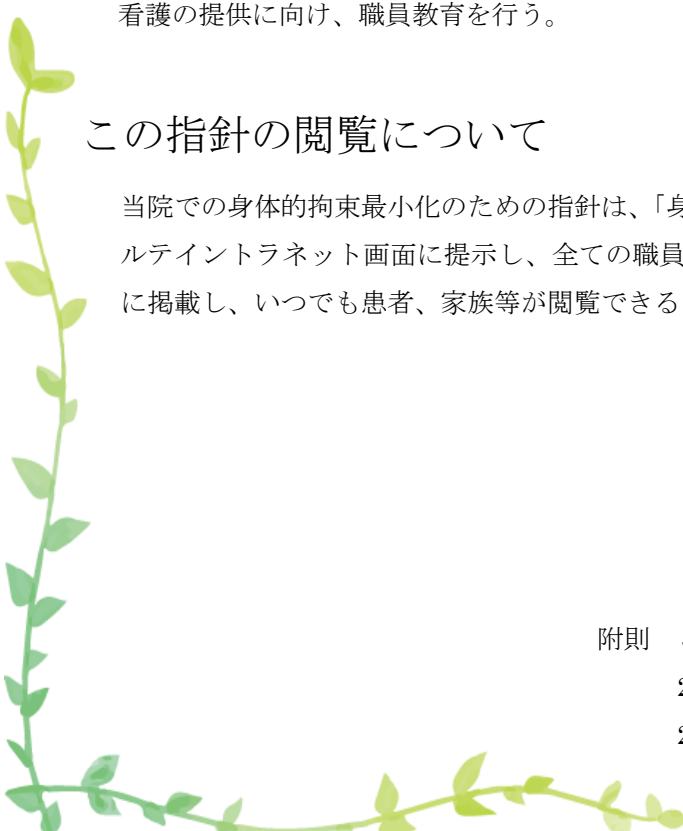
2) 身体的拘束最小化チームの構成

医師、看護師、薬剤師、理学療法士

メンバーは、認知症ケアチームと兼ねてもよい。

身体的拘束最小化に向けた職員教育

医療に携わる全ての職員に対して、患者の尊厳を尊重し、身体的拘束を行わない医療・看護の提供に向け、職員教育を行う。



この指針の閲覧について

当院での身体的拘束最小化のための指針は、「身体的拘束最小化マニュアル」及び電子カルテイントラネット画面に提示し、全ての職員が閲覧可能とするほか当院ホームページに掲載し、いつでも患者、家族等が閲覧できるようにする。

附則 この指針は、2024年6月から施行する

2025年4月1日 改訂なし

2026年4月1日 改訂

